

秦野市ふるさと基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定することについて

秦野市ふるさと基金の設置、管理及び処分に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年2月25日提出

秦野市長 古谷 義幸

提案理由

本市の発展のために全国の寄附者から寄せられた寄附金を活用し、その特性を生かしたまちづくりに役立てることを目的として、秦野市ふるさと基金を設置するため、制定するものであります。

秦野市ふるさと基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置の目的)

第1条 本市は、本市の発展のために全国の寄附者から寄せられた寄附金を活用し、その特性を生かしたまちづくりに役立てることを目的として、秦野市ふるさと基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる現金の額は、次に掲げるものの合計額とし、その年度の一般会計予算に計上した額とする。

- (1) 基金の趣旨に沿う寄附金
- (2) 基金の運用から生じる収益

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計予算に計上して基金の目的を達成するために必要な事業の経費に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(寄附金の受入れ)

第6条 市長は、次に掲げる寄附金の使途の区分により、寄附者から寄附金を受けるものとする。

- (1) 子育ての支援又は充実に関する事業
- (2) みどり又は里山の保全又は創造に関する事業
- (3) 地下水又は湧水の保全に関する事業
- (4) 福祉の充実に関する事業
- (5) 観光の振興に関する事業

- (6) 教育の充実に関する事業
- (7) スポーツ又は健康増進の振興に関する事業
- (8) 住みよい街づくりの整備に関する事業
- (9) 文化又は生涯学習の振興に関する事業

2 前項の規定にかかわらず、市長は、寄附者が寄附金の使途を指定しない場合であっても、寄附者から寄附金を受けることができる。この場合において、市長は、その寄附金を基金に積み立て、それを処分するに当たっては、本市における公共の福祉が一層増進されるように努めるものとする。

3 第1項及び前項前段の規定にかかわらず、市長は、必要と認める場合において、寄附の対象とする事業の内容を明示してこの条例に定める寄附金を募ることができる。

(基金の処分)

第7条 市長は、寄附者の意向が反映されるように配慮し、かつ、基金の目的を達成するために必要な経費に充てる場合において、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(施行の日前に受けた寄附金の取扱い)

2 この条例の施行の日前に受けた寄附金のうち、平成27年1月1日から同年12月31日までの間に寄附者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者を除く。）から受けたものについては、この条例で定める基金に属する現金として整理する。